

【産業競争力懇談会2010年度 研究会 最終報告】

税負担率研究会Ⅱ

～リーマンショック後の世界各国産業税制・

企業実質税負担率 調査報告書～

2011年3月4日

産業競争力懇談会 **COCN**

【エクゼクティブサマリ】

我が国の産業競争力を高めていくには企業努力に加えて国際的に著しく高い実質税負担*¹⁾を見直すことが必要といわれています。平成19年11月COCN税負担率研究会報告「世界各国における税負担実態調査報告書」(副題; 税負担率に焦点を当ててものづくりの国際競争力を考える)では税負担に着目した企業競争力調査を行い、海外企業の実質税負担が我が国企業に比べて著しく低いこと、海外諸国は我が国より充実した産業振興策を採ってきたことを明らかにし、国際的に平等な企業税制の必要性を訴えました。

サブプライムローン破綻から始まり、リーマンショック以降各国は大きな打撃を受けてきましたが、自国産業競争力の回復・強化のためにあらゆる政策を実行してきています。今回の調査では海外各国が2007年金融危機以降経済回復・企業支援のためにどのような産業政策・税制をとってきたかを明らかにし、我が国に必要な施策を点検するための基礎データとして「実効税率*²⁾に留まらず企業毎に産業税制が反映された実質税負担データ」並びに「各国で新たに実施された産業政策税制」を調査しました。

我が国の産業競争力を高めていくためには企業努力では対処できない著しく高い税負担を是正すると共に、研究開発を後押しする政策が必要と考えます。実効税率引き下げのみならず産業政策税制を加味した実質税負担においてアジア・欧米諸国に引けをとらない税制が達成され、我が国産業競争力が強化されることを期待しています。

* 1) 実質税負担率 (Effective income tax rate)

= (実効税率 + 産業税制) による実際の税負担 / 税引き前利益 (連結財務会計データ)

2) 実効税率(日本) = ((法人税率 + 法人税率 × 住民税率) + 事業税率) / (1 + 事業税率)

(1) 実質税負担率地域・国別調査結果概要 (グラフ①は2006年～2009年平均値)

内外有力40社の産業税制が反映された実質税負担率調査 (2006～2009年)

各産業共通した傾向 (建設産業以外)

米国企業 14～30%台前半が大半

(Intel, Apple, Dupont, DOW, KLA, Teradyne, AMAT, Novellus, Lam Research)

欧州企業 10%台後半～20%台後半が大半 (STM, Philips, BASF, ALSTOM, SIMENS, ASML, ASMI)

韓国企業 一桁～10%台後半 (Samsung, LG display)

台湾企業 2～8% (TSMC, ChiMei, AUO)

中国企業 Tax Exempted Company (SMIC)

日本企業 31～65% (三菱電機、日立製作所、シャープ、パナソニック、キヤノン、ニコン、アドバンテスト、日立ハイテクノロジーズ、東京エレクトロン、東レ)

建設産業 欧米企業 18～32%台前半、アジア企業 20～29%、日本企業 40%

(米国 Flour, 欧州 Vinci, Skanska, Balfour Beatty, 韓国サムスン(建設)、台湾達欣工程
中国中国鉄道建築、鹿島建設)

調査業種半導体産業 5 社、液晶産業 5 社（内 1 社半導体産業とダブっている）、電子機器産業 3 社、電機産業 4 社、建設産業 8 社、半導体製造装置産業 12 社、化学産業 4 社

調査方法 調査期間；2006 年～2009 年（決算期 1～6 月は前年度、7～12 月は当年度）

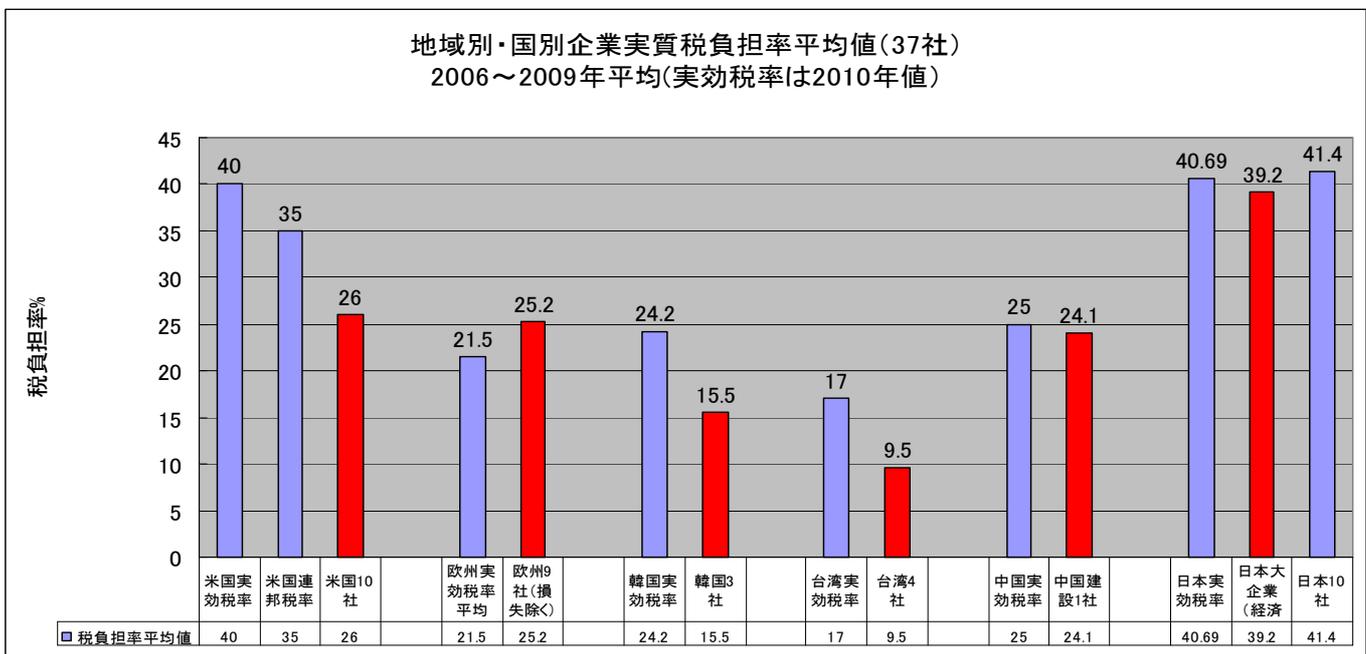
データ出所；企業アニュアルレポート、SEC（米国証券取引委員会）財務報告、各国政府資料、JETRO、会計事務所報告書等による。

グラフ①地域・国別企業実質税負担率平均値（今回調査全産業 37 社）

注 1；米国では従来から多くの州が州税を優遇（課さない）

注 2；税負担率平均値＝Σ税負担／Σ税引き前利益（損失年除く）

注 3；税負担率異常値 2 社除く



注；日本大企業実質税負担率 39.2%（経済産業省調べ）

(2) 2007 年以降（特にリーマンショック以降）新たに設置された産業支援策

金融危機以降の産業振興策は法定税率引き下げ競争に加えて設備投資、研究開発、イノベーション、企業誘致に対するインセンティブを充実し、雇用の確保、企業競争力の強化を図っています。米国投資税額控除直接給付制度、オランダ Innovation box 制度、シンガポール優遇策等興味深い事例です。

米国	<ul style="list-style-type: none"> * 2009 年 2 月米国景気対策法総額 7870 億\$、内 2880 億ドルは個人減税 電気自動車、電池開発助成等グリーン対策（投資税額控除直接給付（30%）制度） * オバマ政権；総額 3.500 億\$の追加景気対策発表 2010 年 9 月（今後議会の審議） 設備・工場投資の一括償却、研究開発税制の恒久化他
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> * 2007 年 Royalty box 制度（適用企業税率 10%） * 2010 年 Innovation box 制度に拡充（適用企業税率 5%、損失は法定税率 25.5%控除）

シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> * 法人税率引き下げ 2007年20% 2008年18% <u>2010年賦課年度より17%</u> * <u>企業誘致優遇(法人税率15%) 太平洋地域統括拠点</u> * <u>研究開発250%損金算入税制</u>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> * 法人税率下げ 2008年27.5% 2009年24.2% 2010年22% <u>2012年20%</u> * <u>臨時投資税額控除制度</u> 1982年から形を変えて延長 投資額の10~15%税額控除 韓国大手企業 1999年~2009年累計税額控除額 10,199 Billion WON (資料集グラフ参照)
中国	<ul style="list-style-type: none"> * 2008年1月税制改革 外資・内資税率25%一本化 * 高度新技術優遇①法人税率15%②投資税額控除③加速償却
台湾	<ul style="list-style-type: none"> * 法人税率下げ 2009年25% 2009年5月20% <u>2010年1月より17%</u> * 産業刷新条例 研究開発費15%税控除
日本	<ul style="list-style-type: none"> * 試験研究費税額控除制度拡充 * 低炭素型雇用創出産業立地推進補助金 (税制ではない)

(3) 提言

産業競争力を高めていくためには研究開発を活発に行い、先端設備投資を行っていくことが必要になります。税引き前利益からの税負担が少なければ企業はそこから生じるキャッシュをより強力な研究開発、先端設備投資へ振り向け、競争力強化を図ることができるものと考えられます。

金融危機以降海外各国は「(2) 2007年以降(特にリーマンショック以降)新たに設置された産業支援策」で見てきたように税制を中心に強力な産業支援策を実施しており、今回調査した競争相手の実質税負担率はアジア諸国では10%台、欧米諸国でも20%台後半です。一方我が国企業の実質税負担率は39.2%と高止まっており、平成19年調査報告時に比べて彼我の差は拡大しています。このまま放置すれば企業競争力の低下、海外への更なる移転といった状況に追い込まれてしまいます。こうした状況を打破するためには

- 1) 産業政策税制を加味した実質税負担を競争相手国並に低減
- 2) 研究開発促進税制を拡充・恒久化
- 3) 国内投資を促進する政策税制

等の施策が実現され、我が国産業競争力が強化されていくことを期待しています。

なお研究会で注目すべきとされた海外での施策例を列記します。

- * 米国税額控除直接給付制度 (2009年2月米国景気対策法)
- * オランダ Innovation box 制度 (2010年より)
- * シンガポール優遇策全般 (2010年、研究開発250%損金算入税制他)

【目 次】

- 1、 はじめに 1 P
- 2、 実質税負担率の国際比較 2 P
半導体、液晶、電子機器、電機、建設、半導体製造装置、化学企業
- 3、 2007 年以降（特にリーマンショック以降）新たに設置された産業支援策 6 P
- 4、 サプライムローン破綻・リーマンショック以降における実効税率推移 7 P
- 5、 提言 8 P
- 6、 資料集 9 P

1)	リーマンショック後の産業政策
2)	各国実効税率推移
3)	韓国大手企業税額控除推移
4)	各国の研究開発税制の比較(経済産業省調べ)
5)	社会保険料負担を含めた企業負担率国際比較(経済産業省調べ)

1、はじめに

我が国の産業競争力を高めていくには企業努力に加えて国際的に著しく高い実質税負担*¹⁾を見直すことが必要といわれています。平成19年11月COCN税負担率研究会報告「世界各国における税負担実態調査報告書」(副題; 税負担率に焦点を当ててものづくりの国際競争力を考える)では税負担に着目した企業競争力調査を行い、海外企業の実質税負担が我が国企業に比べて著しく低いこと、海外諸国は我が国より充実した産業振興策を採ってきたことを明らかにし、国際的に平等な企業税制の必要性を訴えました。

サブプライムローン破綻から始まり、リーマンショック以降各国は大きな打撃を受けてきましたが、自国産業競争力の回復・強化のためにあらゆる政策を実行してきています。今回の調査では海外各国が2007年金融危機以降経済回復・企業支援のためにどのような産業政策・税制をとってきたかを明らかにし、我が国に必要な施策を点検するための基礎データとして「実効税率*²⁾に留まらず企業毎に産業税制が反映された実質税負担データ」並びに「各国で新たに実施された産業政策税制」を調査しました。

我が国の産業競争力を高めていくためには企業努力では対処できない著しく高い税負担を是正すると共に、研究開発を後押しする政策が必要と考えます。実効税率引き下げのみならず産業政策税制を加味した実質税負担においてアジア・欧米諸国に引けをとらない税制が達成され、我が国産業競争力が強化されることを期待しています。

産業競争力懇談会
会長(代表幹事)
勝 俣 恒 久

* 1) 実質税負担率 (Effective income tax rate)

= (実効税率+産業税制)による実際の税負担/税引き前利益(連結財務会計データ)

2) 実効税率(日本) = ((法人税率+法人税率×住民税率) + 事業税率) / (1 + 事業税率)

2、実質税負担率国際比較； 年度データ及び4年間平均値データ

平均値； Σ 実際の税負担 / Σ (税引き前利益(損失は除く)) 単純平均とは異なる

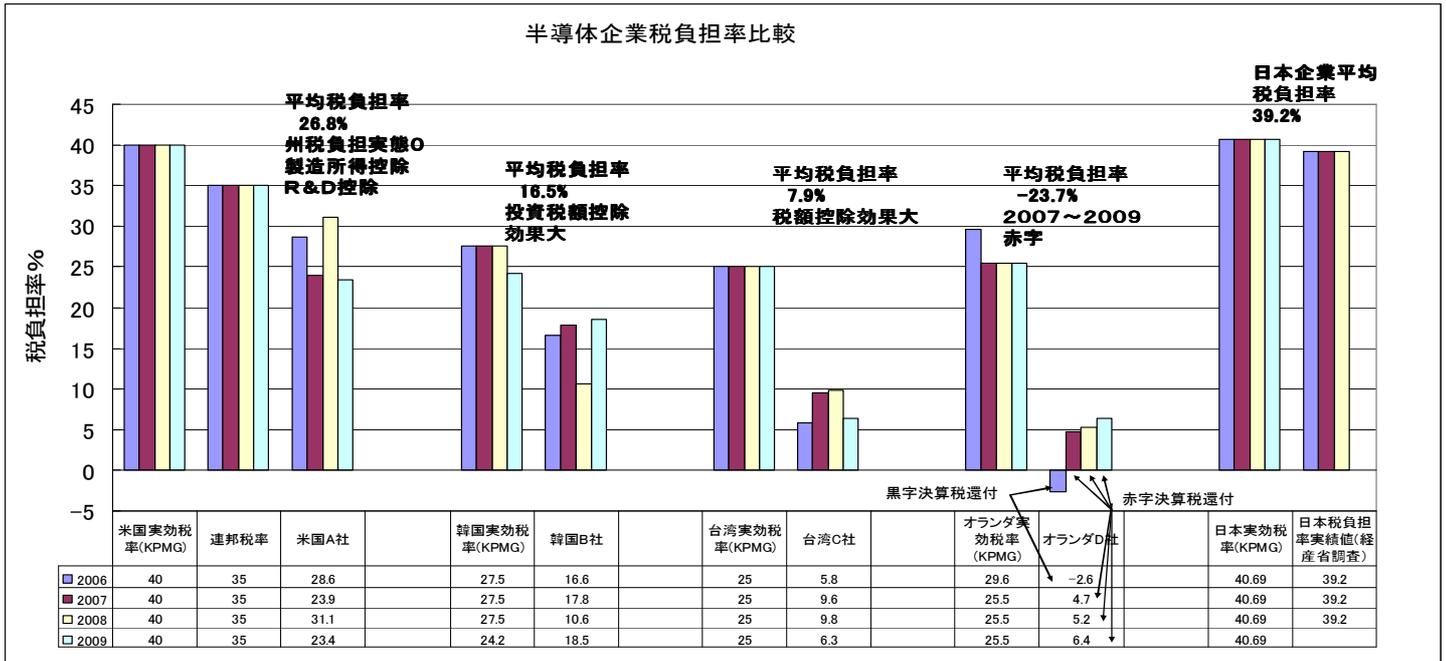
図—1 半導体産業

米国 A 社；20%台後半、州税負担実質ゼロ 韓国 B 社；16%、投資税額控除制度活用

台湾 C 社；8%、税額控除活用 オランダ D 社；-23%

中国 E 社；Tax exempted (annual report より)

韓国 B 社税額控除；1999年～2009年 累計10,199 Billion WON (資料集参照)



平均値； Σ 実際の税負担 / Σ (税引き前利益(損失は除く)) 単純平均とは異なる

図—2 液晶産業

韓国 A, B 社；1.1～16.5% 台湾 C, D 社；1.9～8.2% 日本 E 社；36%

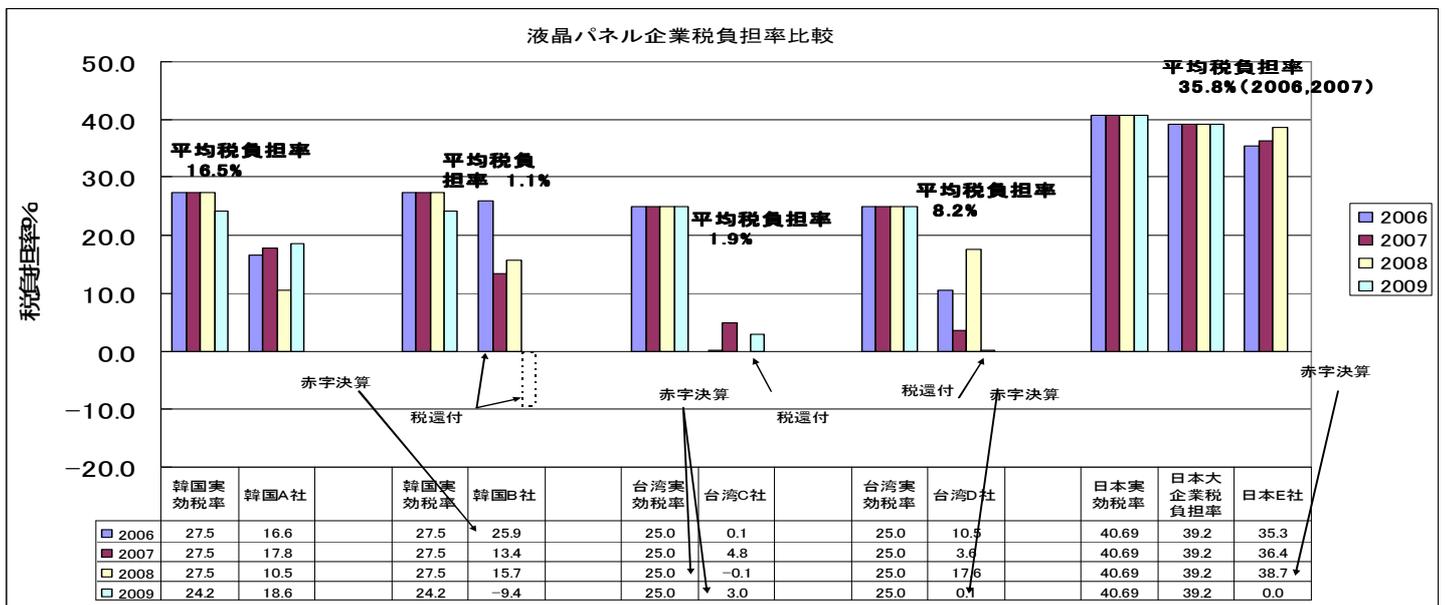
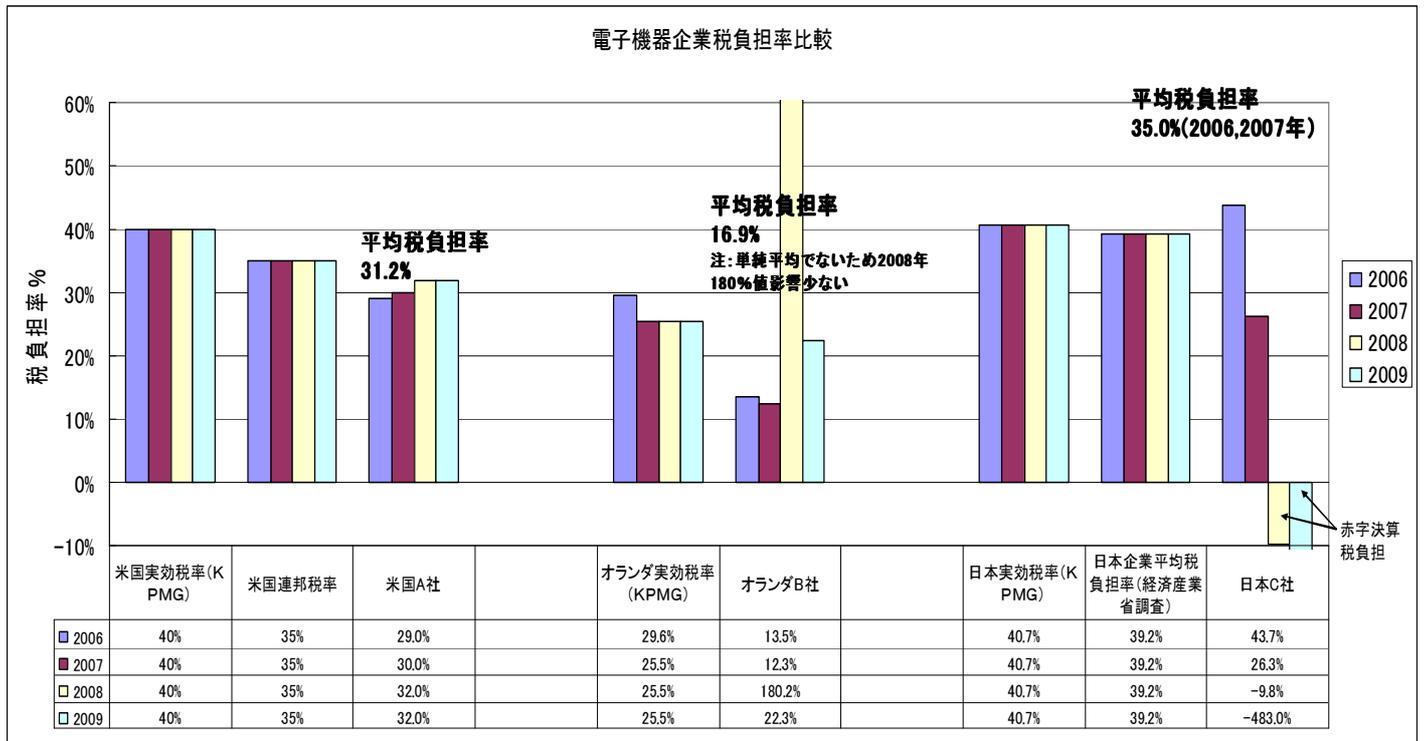


図-3 電子機器産業

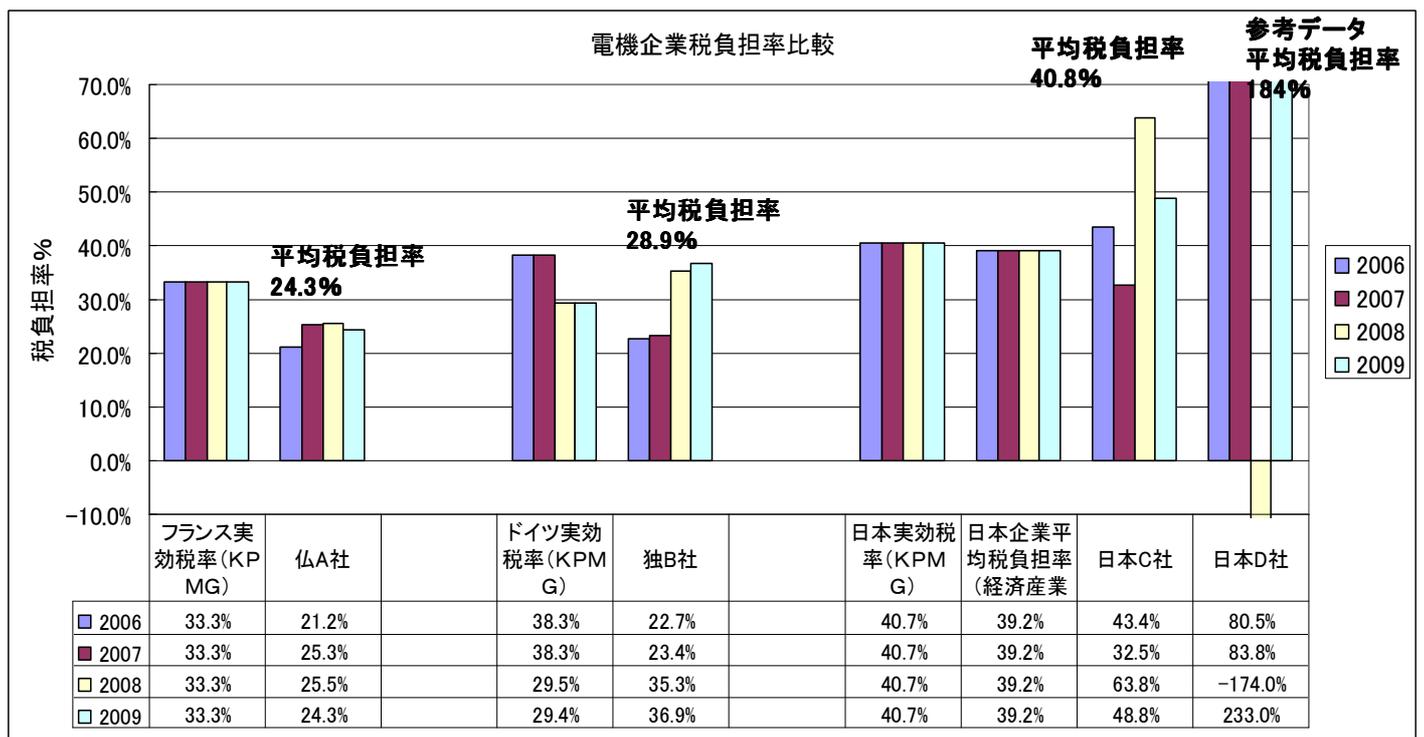
米国 A 社;31%(但し税の前払い決算あり) オランダ B 社;17% 日本 C 社;35%



平均値; Σ 実際の税負担 / Σ (税引き前利益(損失は除く)) 単純平均とは異なる

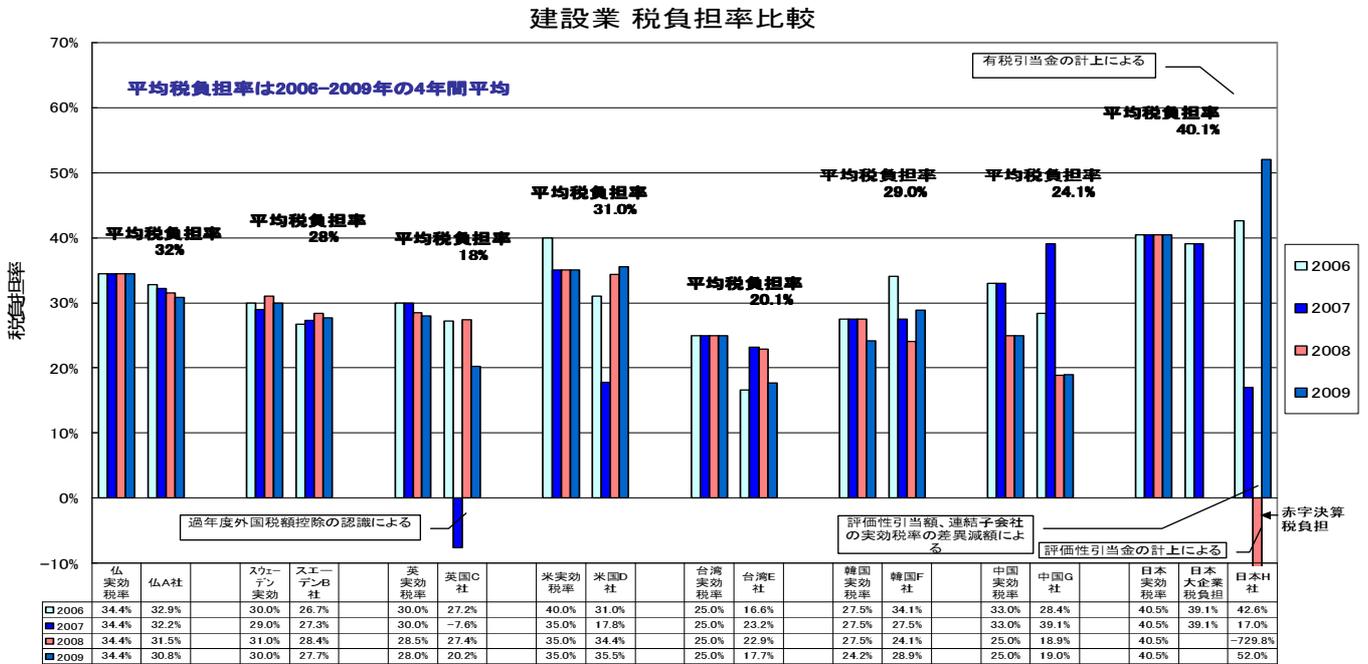
図-4 電機産業

フランス A 社, ドイツ B 社;24.3%~28.9% 日本 C 社;40.8%



図一5 建設産業

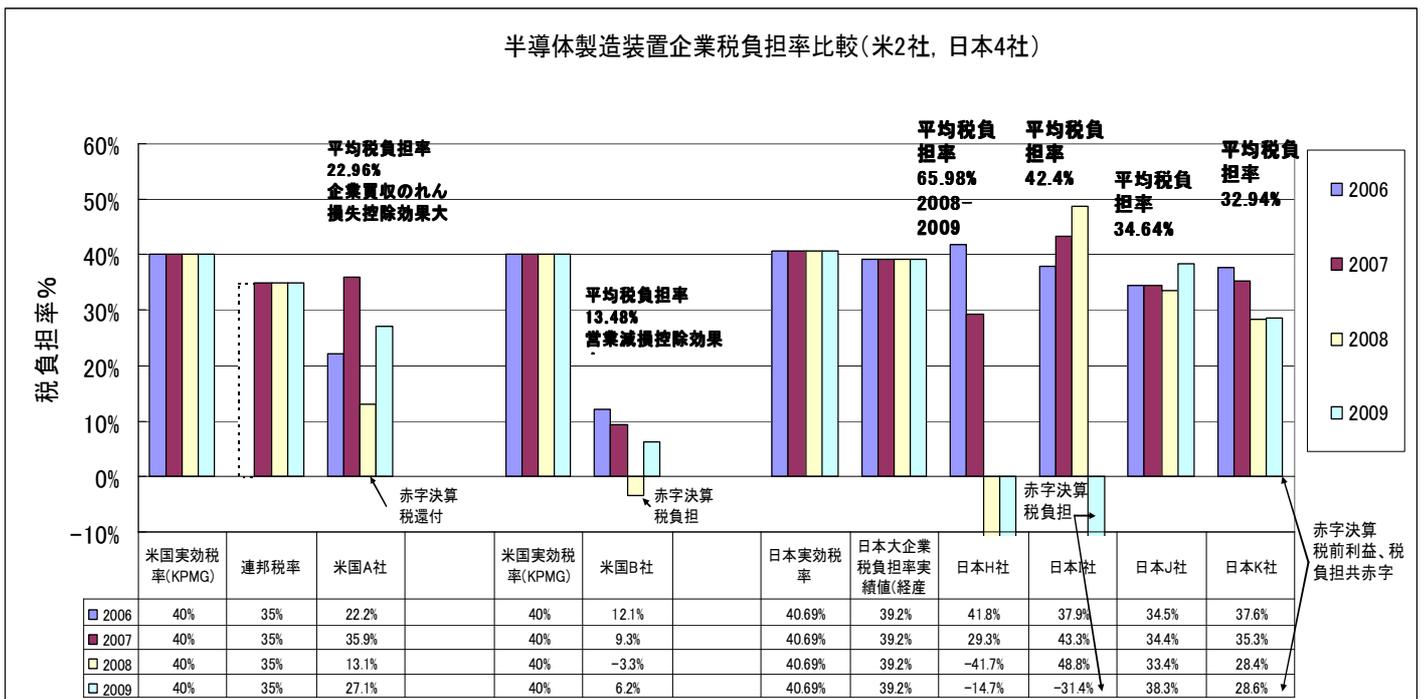
海外企業税負担率は法定税率より若干低いレベルで、他産業と比べて税優遇が少ないがそれでも彼
 我の差大きい；欧州 A~C 社；18~32% 米国 D 社；31% 台湾 E 社；20%
 韓国 F 社；29% 中国 G 社；24% 日本 H 社；40%



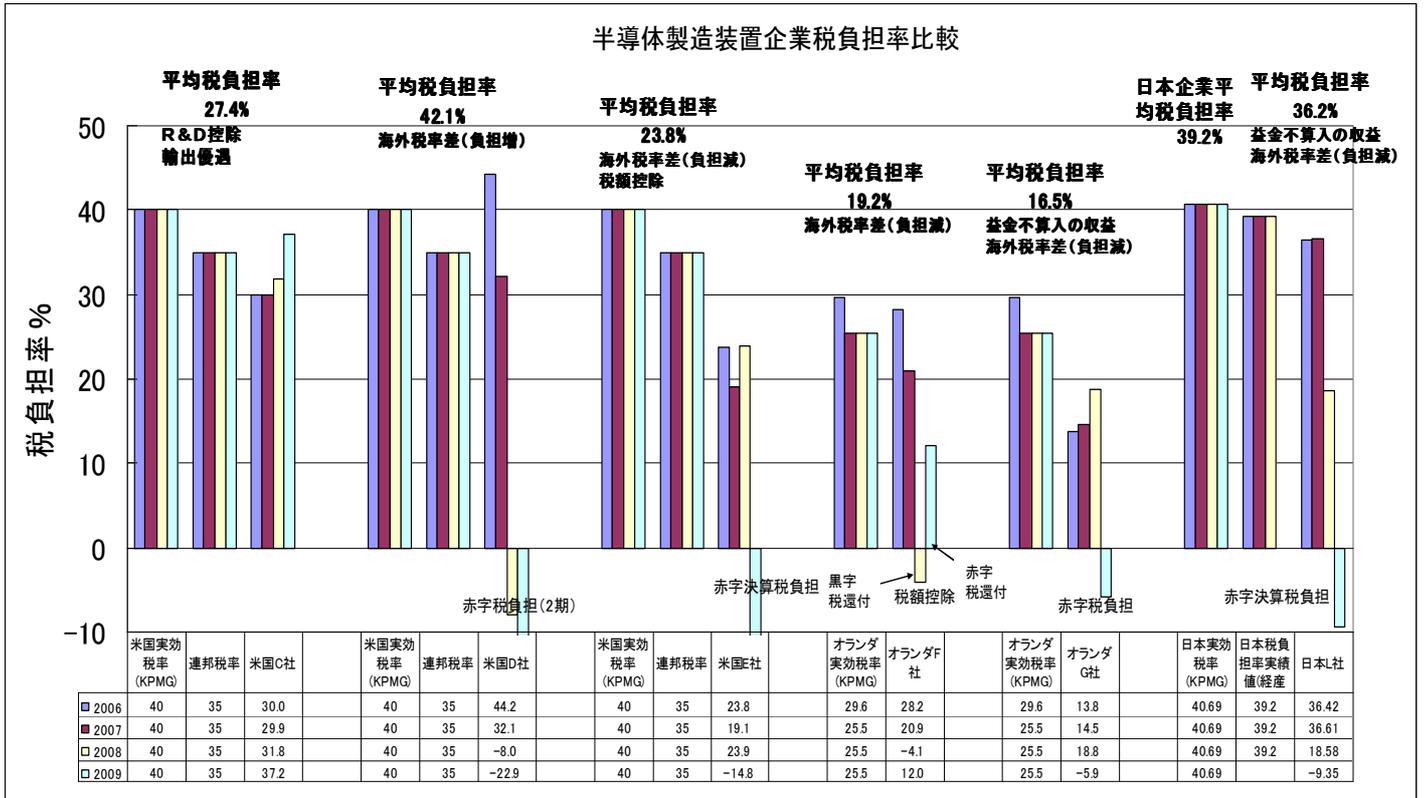
平均値；Σ実際の税負担／Σ(税引き前利益(損失は除く) 単純平均とは異なる

図一6-1) 半導体製造装置産業—1

米国 A~E 社；14~27% (例外1社 42%)、オランダ F,G 社；16~19%、日本 H~L 社；33~66%



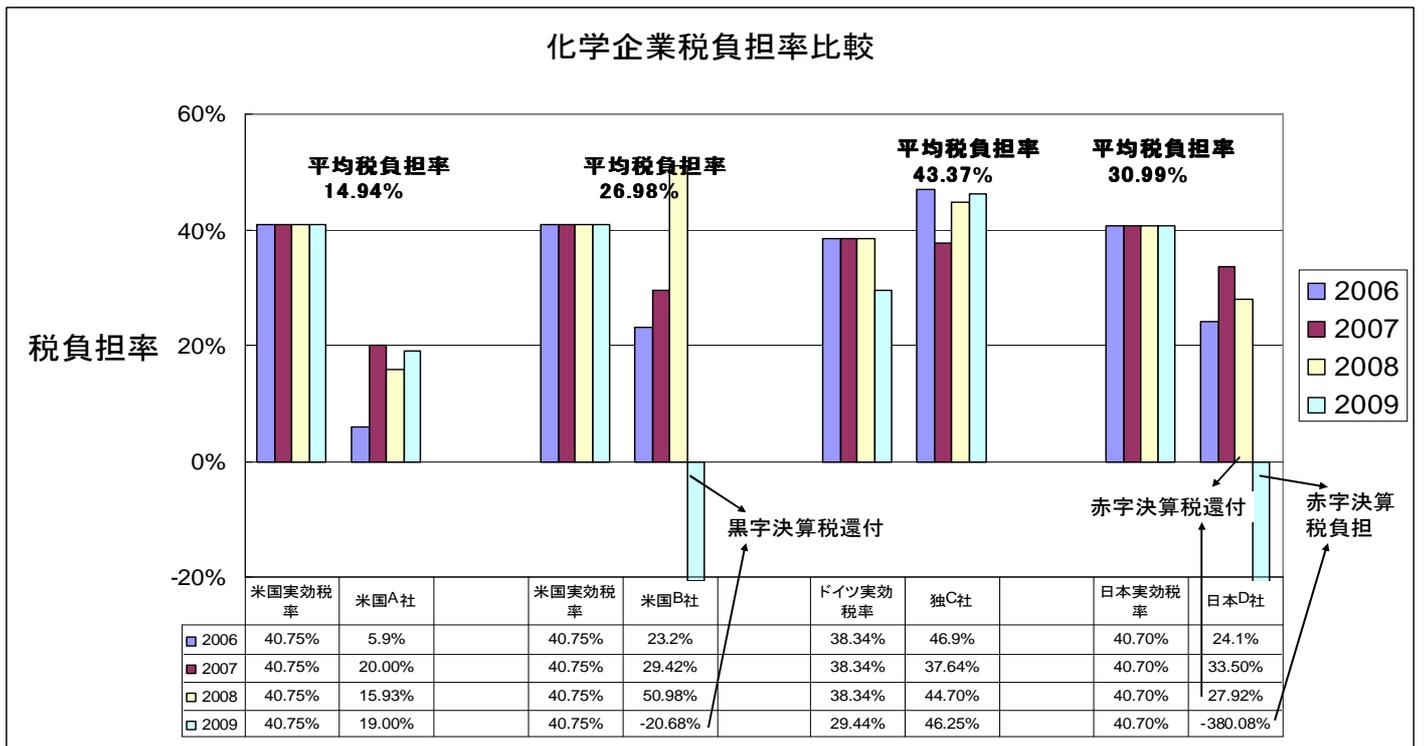
図—6—2) 半導体製造装置産業—2



平均値; Σ 実際の税負担 / Σ (税引き前利益(損失は除く)) 単純平均とは異なる

図—7 化学産業

米国 A、B 社; 15~27% ドイツ C 社; 43% 日本 D 社; 31%



3、2007年以降（特にリーマンショック以降）新たに設置された産業支援策

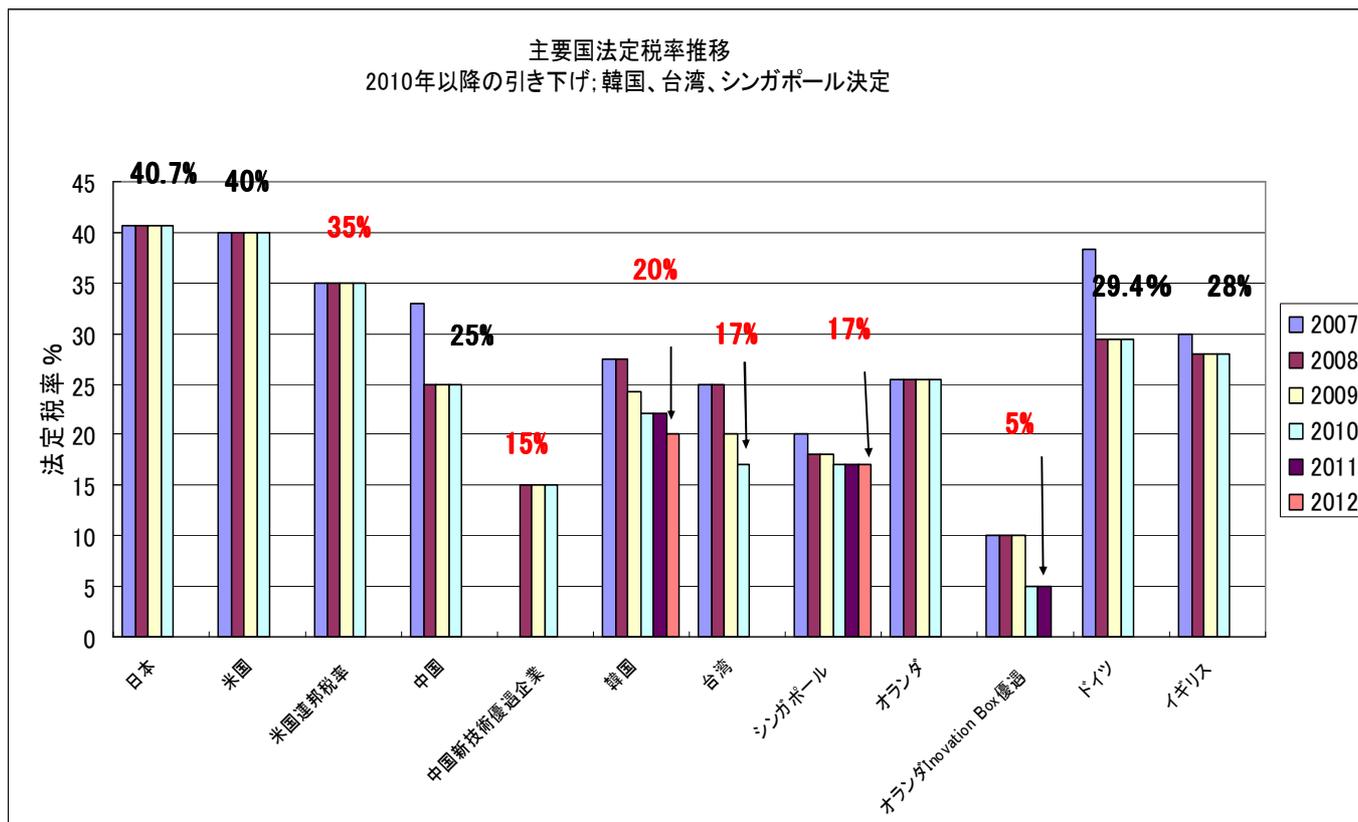
金融危機以降の産業振興策は法定税率引き下げ競争に加えて設備投資、研究開発、イノベーション、企業誘致に対するインセンティブを充実し、雇用の確保、企業競争力の強化を図っています。米国投資税額控除直接給付制度、オランダ Innovation box 制度、シンガポール優遇策等興味深い事例です。

米国	<ul style="list-style-type: none"> * 2009年2月米国景気対策法総額 7870 億\$、内 2880 億ドルは個人減税 <u>電気自動車、電池開発助成等グリーン対策（投資税額控除直接給付（30%）制度）</u> * オバマ政権；総額 3.500 億\$の追加景気対策発表 2010年9月（今後議会の審議） 設備・工場投資の一括償却、研究開発税制の恒久化他
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> * 2007年 Royalty box 制度（適用企業税率 10%） * 2010年 <u>Innovation box 制度に拡充</u>（適用企業税率 5%、損失は法定税率 25.5%控除）
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> * 法人税率引き下げ 2007年 20% 2008年 18% <u>2010年賦課年度より 17%</u> * <u>企業誘致優遇（法人税率 15%）太平洋地域統括拠点</u> * <u>研究開発 250%損金算入税制</u>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> * 法人税率下げ 2008年 27.5% 2009年 24.2% 2010年 22% <u>2012年 20%</u> * <u>臨時投資税額控除制度</u> 1982年から形を変えて延長 投資額の 10~15%税額控除 韓国大手企業 1999年~2009年累計税額控除額 10,199 Billion WON（資料集グラフ参照）
中国	<ul style="list-style-type: none"> * 2008年1月税制改革 外資・内資税率 25%一本化 * 高度新技術優遇①法人税率 15%②投資税額控除③加速償却
台湾	<ul style="list-style-type: none"> * 法人税率下げ 2009年 25% 2009年5月 20% <u>2010年1月より 17%</u> * 産業刷新条例 研究開発費 15%税控除
日本	<ul style="list-style-type: none"> * 試験研究費税額控除制度拡充 * 低炭素型雇用創出産業立地推進補助金（税制ではない）

4、サブプライムローン破綻・リーマンショック以降における実効税率の推移

図-7から明らかなように欧州ではドイツ、オランダを中心に法定税率を下げてきました。アジアでも同様に、特に韓国、台湾、シンガポールでは2010年以降の税率下げも決定し、産業優遇、誘致に努めています。米国では従来から多くの州が州税を優遇（課さない）としており見かけの法定税率での評価では不十分です。また3ページグラフ①でみたように実際の税負担は法定税率に加え産業優遇政策税制により税負担の我が国との差は一層大きい。

図-7 法定税率推移（中国、オランダ以外産業政策税制含まず）



5、提言

産業競争力を高めていくためには研究開発を活発に行い、先端設備投資を行っていくことが必要になります。税引き前利益からの税負担が少なければ企業はそこから生じるキャッシュをより強力な研究開発、先端設備投資へ振り向け、競争力強化を図ることができるものと考えられます。

金融危機以降海外各国は「4、2007年以降（特にリーマンショック以降）新たに設置された産業支援策」で見てきたように税制を中心に強力な産業支援策を実施しており、今回調査した競争相手の実質税負担率はアジア諸国では10%台、欧米諸国でも20%台後半です。一方我が国企業の税負担率は39.2%と高止まっており、平成19年調査報告時に比べて彼我の差は拡大しています。このまま放置すれば企業競争力の低下、海外への更なる移転といった状況に追い込まれてしまいます。こうした状況を打破するためには

- 1) 産業政策税制を加味した実質税負担を競争相手国並に低減
- 2) 研究開発促進税制を拡充・恒久化
- 3) 国内投資を促進する政策税制

等の施策が実現され、我が国産業競争力が強化されていくことを期待しています。

なお研究会で注目すべきとされた海外での施策例を列記します。

- * 米国税額控除直接給付制度（2009年2月米国景気対策法）
- * オランダ Innovation box 制度（2010年より）
- * シンガポール優遇策全般（2010年、研究開発25%損金算入税制他）

6、資料集

1) リーマンショック後の産業政策

リーマンショック後の産業税制政策

2010/9/15

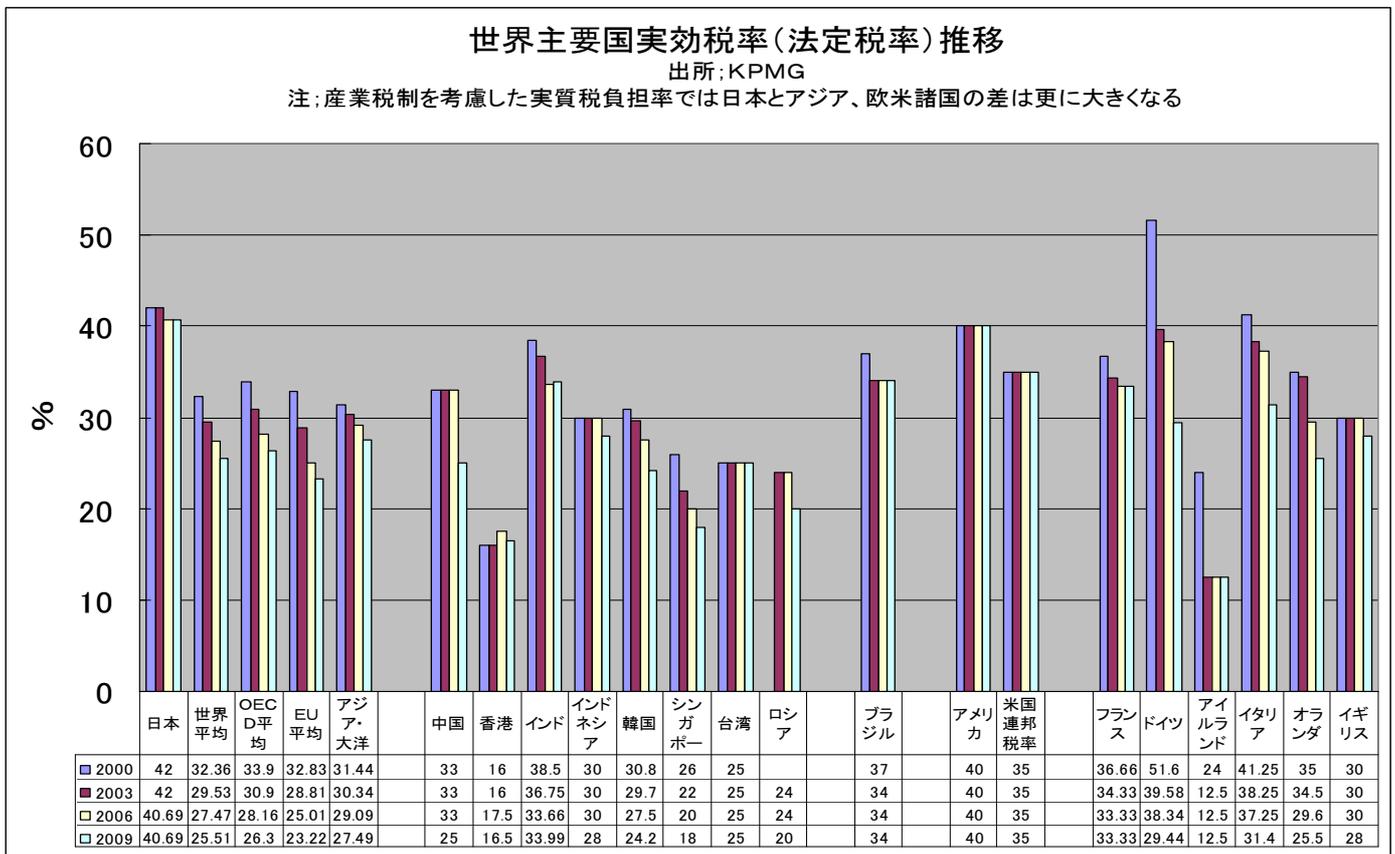
税負担率研究会 II

	リーマンショック(平成20年9月15日)後の動き	リーマンショック前 平成19年11月28日税負担率研究会報告書
米国	<p>1、2008年～2009年;金融、自動車産業支援</p> <p>2、2009年2月;米国景気対策法総額7870億\$ (出所:NTTデータ経営研究所、三菱東京UFJ銀行ワシントン駐在事務所) (内2880億ドルは個人減税400ドル/労働者) 環境エネルギー対策676億\$ (グリーン政策インフラ整備中心) 電気自動車、電池開発助成も含まれる 注:投資額直接給付(30%)</p> <p>3、2010年9月オバマ政権3.500億\$追加景気対策発表(今後議会審議) (直接財政負担分は1.800億\$)(日本経済新聞、朝日新聞)</p> <p>①設備投資減税:2011年末まで、設備・工場投資一括償却(費用前倒し、翌年度以降は納税額増える、総額2000億\$内財政負担300億ドル)</p> <p>②研究開発減税の恒久化(10年間で1000億\$)</p> <p>③公共投資500億\$ (5年間)</p>	<p>* 2004年米国雇用創出法(米国内投資促進税制、製造所得控除等により雇用増)</p> <p>* 研究開発税制(1981年以降延長繰返す)</p> <p>* 州政府企業支援</p>
シンガポール	<p>1、企業税制優遇強化(出所:JETROホームページ、KPMGシンガポール税制の動向)</p> <p>①企業誘致</p> <p>* Regional Headquarters Award適格所得増分所得3年間軽減税率15% アジア太平洋地域の統括拠点</p> <p>* International Headquarters Award適格所得税率5~10% RHQ要件を大幅に超える国際的な拠点 適格所得;海外マネージメント、サービス、貿易、ロイヤリティ等</p>	<p>* バイオニア事業優遇(非課税)</p> <p>* R&D倍額控除</p> <p>* Operational Headquarter制度(法人税率10%)</p>

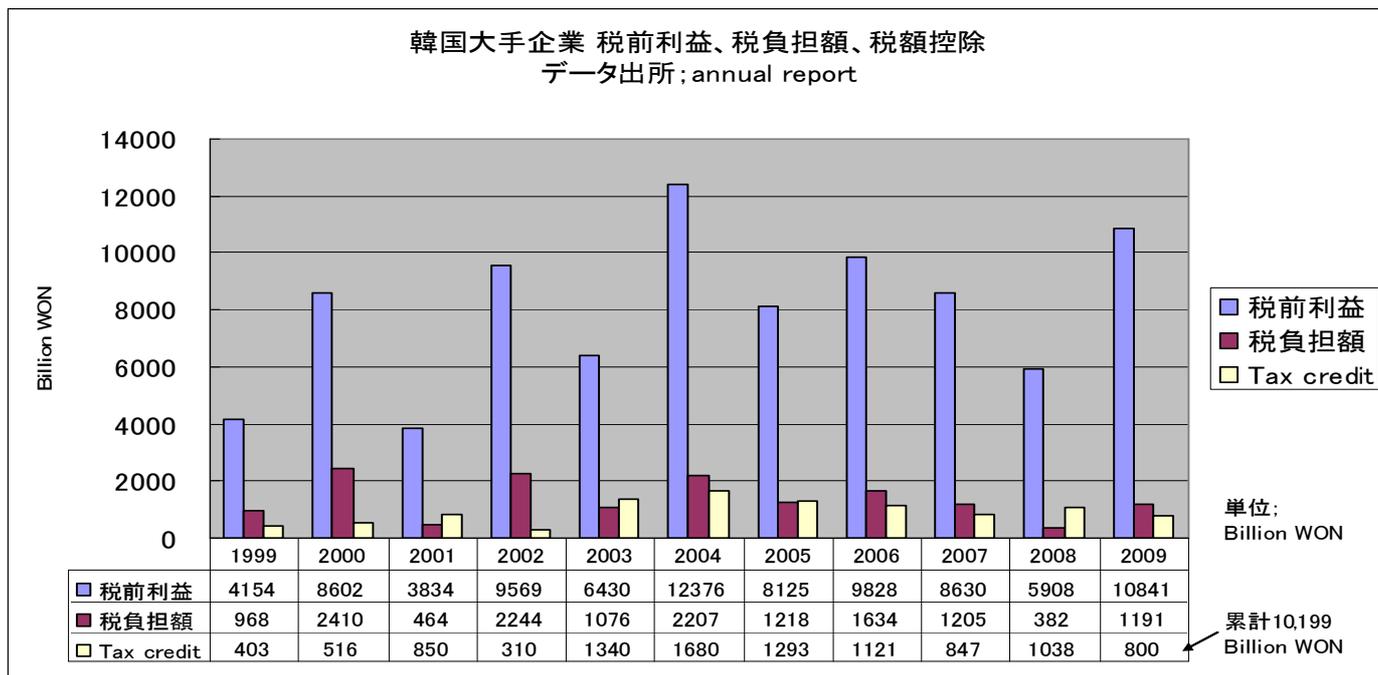
	リーマンショック(平成20年9月15日)後の動き	リーマンショック前 平成19年11月28日税負担率研究会報告書
シンガポール続き	<p>②バイオニアインセンティブ;最大15年間所得税免除</p> <p>③研究開発費損金算入の拡充 2008年;国内研究開発費150%損金算入、国外研究開発費100%損金算入 国内研究開発期間への支払い100%損金算入 (予算案2009年~2013年;国内研究開発費250%損金算入は見送り) 2010年;上記250%損金算入決定(上限あり、2010年度時限立法...日経記事)</p> <p>④その他;知的財産、R&D推進、海運、ロジスティックス、観光、展示会、金融</p> <p>2、法人税率引き下げ 2007年;20% 2008年;18% 2010年賦課年度;17%</p>	<p>* Operational Headquarters制度 マネージメント、ロイヤリティ税優遇</p> <p>* バイオニア事業優遇</p> <p>* 認定サイバートレーディング インターネット取引拠点化</p> <p>* R&D倍額控除</p>
韓国	<p>1、韓国大手企業税額控除実態(各年度annual reportより) 1999年~2009年11年間(詳細グラフ別紙) 税額控除累計10199BW 平均税額控除/税前利益=12.5% 平均税負担/税前利益=16.8%</p> <p>2、最近の韓国メディア情報では臨時投資税額控除は大企業に偏っているとして雇用創出投資税額控除制度に衣替えの動きがある</p> <p>3、法人税率下げ 2008年;27.5% 2009年;24.2% 2010年;22% 2012年;20%</p>	<p>* 臨時投資税額控除;1982年導入 初めは首都圏過密地域外投資の場合7%税額控除 その後適用業種、税率変更 投資額にたいして10~15%税額控除の記載も(LG display 2005年SEC-20F)</p> <p>* 七免三半減(外国人投資促進法FIPA)海外からの投資額按分7年間税免除、3年間半減</p>
オランダ	<p>1、2007年;Royalty box(Patent box) 適用企業は実質税負担率10%、</p> <p>3、2010年;Innovation box制度へ拡充(KPMG) 税負担率5%へ Innovation lossは法定税率25.5%で控除</p>	<p>* Tax holiday税制 外国からの新技術企業投資にたいし税額控除</p>

	リーマンショック(平成20年9月15日)後の動き	リーマンショック前 平成19年11月28日税負担率研究会報告書
中国	<p>* 2008年1月税制改革(出所;東レ経営研究所、経営センサー2007.6月及びSMIC社SEC20-F) 外資・内資税率一本化25% 国家が重点とする高度新技術企業優遇①法人税率;15%②投資税額控除 ③加速償却④FEITの優遇税制は経過措置として継続適用 (経過措置詳細はPriceWaterHouseCoopers News Flash July 2010) * タックスヘイブン税制の適用(但しSMIC社はtax exempted Company in the Cayman Islandsとされている SMIC annual report) * 2008年2月(Circular No1);半導体企業において1,095M\$投資または0.25μ以下の回路製造企業は法人税率15%、課税所得発生後5年間免税(SMIC社annual report)</p>	2007年末まで FEIT(外商投資企業及び外国企業所得税法);二免三半減、低税率優遇 法人税率;外国(投資)企業33%、内資企業55%
台湾	<p>1、法人税率下げ 2009年;25% 2009年5月;20% 2010年1月より17% アジア近隣への企業移転防止 2、産業刷新条例(創新条例、革新条例);研究開発費15%税控除 法人税の引き下げとともに従前の5年免税、設備投資税額控除は廃止</p>	促進産業昇給条例(2009年末失効)) * 投資税額控除、設備加速償却 * 先端産業奨励、5年間法人税免除

2) 各国実効税率推移



3) 韓国大手企業税額控除推移 (1999年~2009年累計税額控除額 10,199 Billion WON)



4) 各国の研究開発税制(経済産業省調べ)

(参考) 各国の研究開発税制

○ 近年、各国は、研究開発税制を拡充している。

(未定稿)

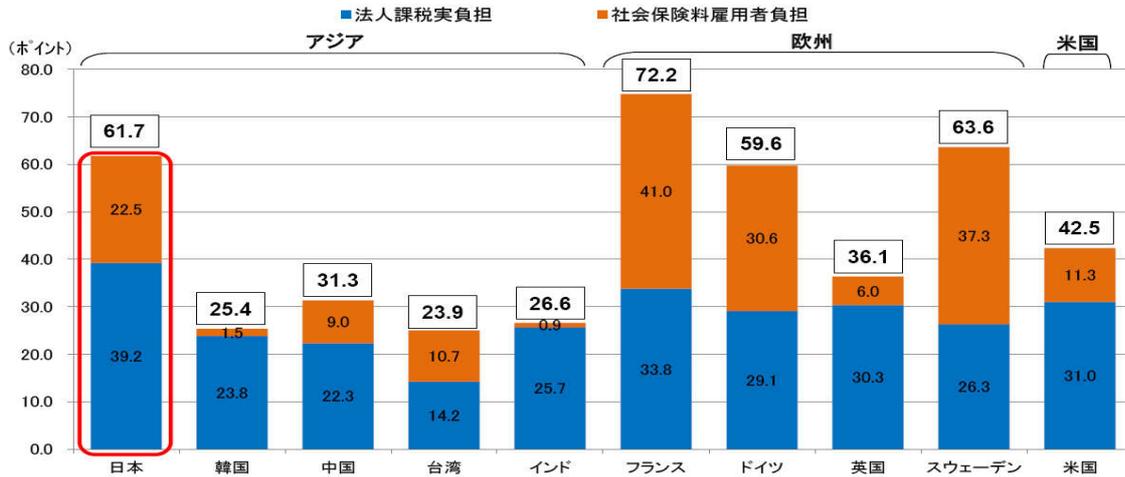
	最近の動き	税額控除率 ([]は中小企業の特例)	控除上限	繰越期間
日	08年、拡充 09年、拡充	総額 × 8-10% 【総額 × 12%】 + 増加額 × 5% 又は 売上高の10%を超える額 × 一定割合	本体: 税額の30% 上乗せ: 税額の10% (合計で最大40%)	09年・10年に限り、11年・12年までの繰越可(通常は1年)
中	08年、拡充	総額 × 12.5% 相当	なし	5年
韓	10年、拡充	総額 × 3%-6% <又は20% \$> 【総額 × 25% <又は30% \$>】 + 増加額 × 40% 又は 【増加額 × 50%】 \$: 特定産業/技術に係る研究開発の場合	なし	5年
仏	08年、拡充	総額 × (30% - 5%)	なし	3年
英	08年、拡充	総額 × 8.4%相当 【総額 × 21%相当】	なし	無期限
西	06年、改正	総額 × 30% + 増加額 × 50%	税額の35%	15年
米	09年、拡充	基準超過額 × 20% 又は 直近の総額の1/2との差 × 14%	税額 - 25千ドルの75%	20年

※ 「総額」や「増加額」の定義は、各国毎に異なる。

(出典) OECD Working party of National Experts on Science and Technology Indicators / R&D TAX INCENTIVE AND R&D STATISTICS: WHAT NEXT1J2007、各国課税当局資料等により、2010年9月時点で作成。

5) 社会保険料負担を含めた企業負担率国際比較(出所: 経済産業省)

- 社会保険料負担を含めた日本企業の公的負担の水準は、競争相手国であるアジア各国よりも大幅に高い。
- したがって、特に国際的にみて最高水準にある法人実効税率を引き下げることが急務。



(注1) 対象企業は、Nikkei225(日経平均)、SP500(米)、S&P Global、加権指数、上海指数、SENSEX指数に採用されている企業のうち、財務データが取得可能な企業(金融・保険業及び税金等調整前当期利益がマイナスの事業年度を除く。)

(注2) 各国企業の利益を100とし、法人課税実負担及び社会保険料雇用者負担をそれぞれ指数化して合算

(出所) 法人税実負担については、Nikkei225(日)、SP500(米)、S&P Global(英、独、仏、スウェーデン、韓)、加権指数(台)、上海指数(中)、SENSEX指数(印)(全て2006年~2008年)より集計。社会保険料雇用者負担については、同Nikkei225、SP500他より従業員数、投資コスト比較(JETRO調査、2009年1~2月時点)より、ワーカークラスの平均賃金(基本給・社会保障・賞与含む、範囲がある場合は中心値を採用)及び社会保険料雇用者負担率(労災等負担に応じて異なる部分は下限の負担率を採用)を用いて計算。

産業競争力懇談会（COCN）

東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号 〒100-8280

日本生命丸の内ビル（株式会社日立製作所内）

Tel : 03-4564-2382 Fax : 03-4564-2159

E-mail : cocn.office.aj@hitachi.com

URL : <http://www.cocn.jp/>

事務局長 中塚隆雄